# 令和５年度分

# 事務事業評価並びに教育長及び
# 教育委員活動自己点検評価結果
# 報告書

令和６年 10 月

霧島市教育委員会

# 目　　次

教育委員会自己点検評価制度の概要等について・・・・・・・・・・・・・・・・・1

霧島市教育委員会外部評価委員会設置規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

霧島市教育委員会外部評価委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

霧島市教育委員会事務事業評価 対象事業一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・6

霧島市教育委員会事務事業評価表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7～11

霧島市教育委員会における教育長及び教育委員活動自己点検評価結果
報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12～13

資料
　令和５年度霧島市教育長及び教育委員活動状況調査表・・・・・・・・14～17
　令和５年度霧島市教育長及び教育委員会の自己点検・評価シート・・・・・18

# 教育委員会自己点検評価制度の概要等について

## １　制度の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成 20 年度からすべての教育委員会が、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価を行い、その実施にあたっては、学識経験者の知見を活用するよう義務付けられた。また、その結果については議会へ報告し、市民に対して公表することが規定されている。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第４項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## ２　霧島市教育委員会の取組

霧島市教育委員会では、令和５年度の 105 にわたる事務事業と教育長及び教育委員の活動状況について、それぞれ点検、評価を実施した。その後、平成 27 年に策定した霧島市教育委員会外部評価委員会設置規程に基づき委嘱した５人の外部評価委員から当該評価について、外部の客観的視点から評価がなされた。これら教育委員会の評価及び外部評価委員によりなされた評価の結果を市議会に報告するとともに霧島市ホームページで公表する。

（１）教育に関する事務の管理及び執行状況のうち、事務事業の点検、評価

霧島市では、行政評価に取り組んでおり、評価の方法として施策評価と事務事業評価の２つの評価を実施している。教育委員会では、改革改善が必要と判断した事務事業のうち、主なものを抽出（Ｐ６参照）し、外部評価委員による点検、評価がなされ、付された意見を報告する。

（２）教育長及び教育委員の活動状況の点検、評価

教育長及び教育委員は、会議の運営・改善の状況、市民との意見交換の活動状況及び教育委員会の直接事務の状況などについて、自己点検・評価した。教育委員会では、その点検・評価した結果に対し、外部評価委員による点検、評価がなされ、付された意見を併せて報告する。

## ３　令和６年度取組の経過

教育長及び教育委員の活動状況の点検、評価

| | |
|---|---|
| ６月27日 | 【６月定例教育委員会】<br>令和５年度教育長及び教育委員の活動状況について、討論を行い自己点検・評価シート（評価点）の作成 |
| ７月29日 | 【第１回外部評価委員会】<br>教育長及び教育委員の活動状況について、第１回外部評価委員会において審議 |

事務事業の点検、評価

| | |
|---|---|
| ３～５月 | 【担当課長等による評価】<br>教育委員会事務局各課において、105事務事業の評価の実施 |
| ８月20日 | 【８月定例教育委員会】<br>改革改善が必要と判断した主な５事務事業について、定例教育委員会で評価結果等の討論を行い、教育委員の意見を追加 |
| ９月20日 | 【第２回外部評価委員会】<br>改革改善が必要と判断した主な５事務事業について、第２回外部評価委員会において審議 |

市議会への報告及び公表

| | |
|---|---|
| 10月 | 【市議会へ報告】<br>事務事業評価並びに教育長及び教育委員自己点検評価結果報告書を作成し、市議会へ報告 |
| 10月 | 【市民への公表】<br>霧島市ホームページにおいて、報告書の公表 |

## ○霧島市教育委員会外部評価委員会設置規程

霧島市教育委員会訓令第３号
平成２７年７月２３日

（設置）

第１条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条に基づき、霧島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する事務の管理及び執行の状況についての点検結果に係る評価並びに教育委員の活動状況についての点検結果に係る評価に関し、評価の客観性を確保し、透明性を高めるため、霧島市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　委員会は、委員５人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。

(1)　市内高等教育機関関係者のうち、知見を有する者

(2)　市内企業関係者のうち、知見を有する者

(3)　社会教育、社会体育及び芸術文化関係者のうち、知見を有する者

(4)　前３号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第３条　委員の任期は、委嘱した日から当該委嘱日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2　委員に欠員が生じた場合は、これを補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第４条　委員会に委員長１人を置く。

2　委員長は、委員の互選により選出する。

3　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4　委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代行する。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議という。」）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（審議事項）

第６条　委員会で審議する事項は、次のとおりとする。

(1)　教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検結果に係る

評価に関すること。

(2)　教育委員の活動状況点検結果の評価に関すること。

(3)　その他委員会が必要と認める事項

（報告）

第７条　委員会は、前条第 1 号及び第 2 号に規定する評価が終了したときは、その結果を議会に報告しなければならない。

（公表）

第８条　前条に規定する評価結果は、議会への報告が終了した後公表するものとする。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（その他）

第 10 条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この訓令は、平成 27 年 7 月 23 日から施行する。

# 霧島市教育委員会　外部評価委員会委員名簿

| 区　　分 | 氏　　名 |
|---|---|
| 高等教育機関代表 | 三 角　利 之 |
| 企業代表 | 家 村　孝 子 |
| 社会教育有識者代表 | 黒 木　孝 一 |
| 社会体育有識者代表 | 山 口　智 子 |
| 芸術文化有識者代表 | 前 田　義 人 |

# 令和６年度（令和５年度実施事業評価分）
# 霧島市教育委員会 事務事業評価 対象事業一覧表

| No. | 課等名 | 事務事業名 | 頁 |
|---|---|---|---|
| 1 | 学校教育課 | 小学校ICT環境整備事業 | 7 |
| 2 | 学校教育課 | 中学校ICT環境整備事業 | 8 |
| 3 | 学校給食課 | 学校給食費管理事務事業 | 9 |
| 4 | 社会教育課 | 文化財整備事業 | 10 |
| 5 | メディアセンター | メディアセンター研修事業 | 11 |

※改革改善が必要と判断した事務事業のうち、主なものを抽出した。

# 令和６年度（令和５年度実施事業評価分）
# 霧島市教育委員会　事務事業評価表

<table>
<tr><th colspan="3">事務事業名</th><th>事務事業の概要</th></tr>
<tr><td colspan="3">小学校ICT環境整備事業</td><td>ICT環境等の整備、管理及び運用を行い、学びの保障、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進を図る事業。<br>教育・校務用PC及び周辺機器は、デジタル教科書を活用した学習や校務執行に利用。リース契約５年、無償譲渡期間１年を経て更新する。１人１台タブレット端末は、教科等の指導における活用のほか、日常的な持ち帰り学習も推進する。タブレット端末は５年間の使用を想定しているため、適宜更新を行っていく。</td></tr>
<tr><th colspan="3">成果指標名と実績値</th><th>令和５年度の実績（取組）及び成果</th></tr>
<tr><td rowspan="3">指標</td><td colspan="2">①授業が楽しい、分かりやすいと回答した児童の割合<br>②小５までにICT機器を週３回以上使用した割合</td><td rowspan="3">・長期継続契約によりリースしている機器に加え、10月に校務用パソコンを129台整備した。<br>・１人１台タブレット端末の利用を推進するため、管理職研修会等において具体的な活用例を提示するなどし、活用イメージの共有を図った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実績値</td><td>R4</td><td>①86%<br>②66%</td></tr>
<tr><td>R5</td><td>①80%<br>②78%</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和６年度以降の改革改善の内容<br>（取り組むべき課題）</td><td>・通信環境が不安定な学校については適宜アセスメントを実施し、ネットワーク環境の整備を行う。<br>・１人１台タブレット端末の日常的な利用を促進する。<br>・GIGAスクール構想第１期で整備したタブレット端末を更新する。<br>《更新スケジュール（予定）》<br>令和７年度：5,331台<br>令和８年度：2,531台</td></tr>
<tr><td colspan="3">外部評価</td><td>《小学校・中学校ICT環境整備事業 共通評価》<br>●GIGAスクール構想の実現に向けて、一人１台のタブレット端末の利用、ネットワーク環境の整備、ICT教育に関する教員の資質向上の取組みなど、この事業を推進していただきたい。<br>●デジタル教科書等を活用して児童生徒が自主的に興味を持つこと、家庭間の教育格差をなくすこと、誰一人取り残さない環境作りを目指す取り組みなど評価できる。<br>●タブレット端末教育は教員の働き方改革にも連動する。研修を充実させスキルアップすることで業務効率の向上につながることを期待する。<br>●コストに見合った学習の効果を期待する。<br>●全ての生徒が同じ環境で授業を受けられるよう、ネットワーク環境の早急な整備が必要である。<br>●授業でのタブレット端末の利用が順調に伸びており今後も継続することを期待する。一方、タブレットの日常的な持ち帰り学習の推進は、各家庭のネット環境の有無が重要であり、家庭環境が教育格差を生まないように配慮して進めていただきたい。<br>●少子化により将来は機器の在庫が増えることも懸念される。<br><br>《小学校ICT環境整備事業》<br>●漢字や文章を書く、本を読むということも、小学生には必要であるためタブレット使用と並行して行うことを今後も意識してほしい。</td></tr>
</table>

# 令和６年度（令和５年度実施事業評価分）
# 霧島市教育委員会　事務事業評価表

<table>
<tr><th colspan="3">事務事業名</th><th>事務事業の概要</th></tr>
<tr><td colspan="3">中学校ICT環境整備事業</td><td>ICT環境等の整備、管理及び運用を行い、学びの保障、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進を図る事業。<br>教育・校務用PC及び周辺機器は、デジタル教科書を活用した学習や校務執行に利用。リース契約５年、無償譲渡期間１年を経て更新する。１人１台タブレット端末は、教科等の指導における活用のほか、日常的な持ち帰り学習も推進する。タブレット端末は５年間の使用を想定しているため、適宜更新を行っていく。</td></tr>
<tr><th colspan="3">成果指標名と実績値</th><th>令和５年度の実績（取組）及び成果</th></tr>
<tr><td rowspan="3">指標</td><td colspan="2">①授業が楽しい、分かりやすいと回答した生徒の割合<br>②中２でICT機器を週３回以上使用した割合</td><td rowspan="3">・長期継続契約によりリースしている機器に加え、10月に校務用パソコンを58台整備した。<br>・１人１台タブレット端末の利用を推進するため、管理職研修会等において具体的な活用例を提示するなどし、活用イメージの共有を図った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実績値</td><td>R4</td><td>①86%<br>②33%</td></tr>
<tr><td>R5</td><td>①80%<br>②47%</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和６年度以降の改革改善の内容<br>（取り組むべき課題）</td><td>・通信環境が不安定な学校については適宜アセスメントを実施し、ネットワーク環境の整備を行う。<br>・１人１台タブレット端末の日常的な利用を促進する。<br>・GIGAスクール構想第１期で整備したタブレット端末を更新する。<br>《更新スケジュール（予定）》<br>令和７年度：3,954台</td></tr>
<tr><td colspan="3">外部評価</td><td>《小学校・中学校ICT環境整備事業 共通評価》<br>●GIGAスクール構想の実現に向けて、一人１台のタブレット端末の利用、ネットワーク環境の整備、ICT教育に関する教員の資質向上の取組みなど、この事業を推進していただきたい。<br>●デジタル教科書等を活用して児童生徒が自主的に興味を持つこと、家庭間の教育格差をなくすこと、誰一人取り残さない環境作りを目指す取り組みなど評価できる。<br>●タブレット端末教育は教員の働き方改革にも連動する。研修を充実させスキルアップすることで業務効率の向上につながることを期待する。<br>●コストに見合った学習の効果を期待する。<br>●全ての生徒が同じ環境で授業を受けられるよう、ネットワーク環境の早急な整備が必要である。<br>●授業でのタブレット端末の利用が順調に伸びており今後も継続することを期待する。一方、タブレットの日常的な持ち帰り学習の推進は、各家庭のネット環境の有無が重要であり、家庭環境が教育格差を生まないように配慮して進めていただきたい。<br>●少子化により将来は機器の在庫が増えることも懸念される。<br><br>《中学校ICT環境整備事業》<br>●成果指標「中２でICT機器を週３回以上使用した割合」が33%(R4)、47%(R5)と低い。目標値70%を達成するためにも、日常的なタブレット端末の利用促進について工夫が必要と考える。<br>●現高校入試が、筆記方式で行われているのであれば、PC・タブレットなどの端末利用と平行して、書く力も重要と考える。教科の特性もふまえ、高校入試への指導にも有効活用できることを期待する。</td></tr>
</table>

# 令和６年度（令和５年度実施事業評価分）
# 霧島市教育委員会　事務事業評価表

<table>
<tr><th colspan="3">事務事業名</th><th>事務事業の概要</th></tr>
<tr><td colspan="3">学校給食費管理事務事業</td><td>学校給食の公会計化とは、給食費（収入）と食材費（支出）を市の予算（一般会計）に計上し徴収・管理することをいう。<br>本市では、給食費の透明性の向上や公平性の確保、安定した食材の調達、一元的な管理による業務の効率化、納付方法の多様化による保護者の利便性の向上のほか、教職員の業務負担軽減を図ることを目的に、令和５年４月から公会計化を実施し、給食費の課金や収納状況の把握、食材調達等を行っている。</td></tr>
<tr><th colspan="3">成果指標名と実績値</th><th>令和５年度の実績（取組）及び成果</th></tr>
<tr><td rowspan="2">指標</td><td colspan="2">①現年度の収納率<br>②過年度の収納率</td><td rowspan="3">令和５年４月から学校給食費を市が徴収・管理する公会計に移行した。これに伴い、納付方法の多様化（口座振替、児童手当からの申出徴収、納付書払い）による保護者の利便性の向上や教職員の負担軽減を図った。<br>また、学校給食費を保護者負担の公平性を確保する観点から、幼稚園、小学校、中学校の校種等の区分で統一した。<br>公会計化することにより、滞納額が増加することが懸念されたが、委託事業者「霧島市納税お知らせセンター」とも連携を図りながら、適期に督促や催告（文書・電話）、訪問徴収を行うなど、納付意識の徹底を図ったことで、結果として前年度（私会計時）より収納率が向上した。<br>【令和５年度学校給食費収納実績】<br>・調定額　：603,395,977円<br>・納付済額：600,204,730円<br>・収納率　：99.47％</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実績値</td><td>R4</td><td>①０％<br>②０％</td></tr>
<tr><td>R5</td><td>①99％<br>②０％</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和６年度以降の改革改善の内容<br>（取り組むべき課題）</td><td>・給食費の公平性の確保の観点から、お知らせセンターを活用し、滞納者への早期催告（初動の徹底）を行う。また、職員による文書・電話・訪問による催告を実施する。納め忘れが無いよう口座振替及び児童手当天引きを推奨する。<br>・公会計移行時に、令和５年度から３年間は給食費（保護者負担額）を維持するとしているが、最近の円安等が大きく影響し、物価高騰していることから、あらためて保護者負担額を見直すのか、食材費不足分を公費負担とするのか検討が必要である。</td></tr>
<tr><td colspan="3">外部評価</td><td>●学校給食の公会計化を導入し、給食費の滞納者に督促や催告、訪問徴収を行うなどして、納付意識の徹底を図り、収納率を99％以上と向上させたことを高く評価する。また、学校給食費の支払いが困難な場合、就学援助等による給食費の軽減などの対応をとっていることも評価できる。<br>●これまで自校方式の学校は給食費とPTA会費を滞納している家庭をPTA役員が年に2～3回訪問して徴収を行ってきた。そのためPTA役員の負担が大きく、役員のなりて不足の一因にもなっていた。給食の質にも影響が出ていたと思う。公会計化することでこれらの負担が減り、また透明性や安定した食材の調達が出来るようになる。<br>●急速な物価高騰の中でも質を落とさず、児童生徒に提供する給食の１食当たりの値上げはせずに不足額を公費負担で行うことは評価する。<br>●今後の課題として、未徴収分の徴収を期待する。<br>●給食費の無償化を実施している自治体もあることから、今後検討をお願いしたい。将来的には国が積極的に無償化を目指すべきと考える。<br>●気候変動や自然災害などによる食材不足も危惧される。</td></tr>
</table>

# 令和６年度（令和５年度実施事業評価分）
# 霧島市教育委員会　事務事業評価表

<table>
<tr><th colspan="3">事務事業名</th><th>事務事業の概要</th></tr>
<tr><td colspan="3">文化財整備事業</td><td>・市内にある、国・県・市が文化財の中でも重要なものとして指定した史跡や建造物、天然記念物などの指定文化財について、修復、復元、養生や案内看板設置、清掃作業などの整備を行う。<br>・国・県の指定文化財の修繕等を行う場合は国・県からの補助金を活用する。（指定文化財とは、国・県・市が、文化財の中でも重要なものを文化財保護審議会に諮問し、審議会の答申を経て指定したものであり、建造物や工芸品など有形文化財、演劇・音楽や工芸技術など無形文化財、民俗芸能やそれに使う道具など有形・無形の民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物などがある。）</td></tr>
<tr><th colspan="3">成果指標名と実績値</th><th>令和５年度の実績（取組）及び成果</th></tr>
<tr><td rowspan="2">指標</td><td colspan="2">①修復、復元、養生を実施した市内の指定文化財の数<br>②設置・改修した文化財説明看板・標柱の数<br>③草刈り等を実施した指定文化財等の数</td><td rowspan="3">国・県・市の指定文化財等周辺を定期的に草払い等清掃を行い、案内看板・標柱を設置・改修することで、指定文化財等の保存と見学しやすい環境が保たれた。<br>市指定文化財「宮坂貝塚」覆屋の屋根・アクリル板を修繕し、貝塚の保全・見学環境の改善を行った。<br>以下の事業に補助金を交付することで、指定文化財の保全に資することができた。<br>・国宝・重要文化財「霧島神宮」に防火水槽の設置など防災設備を整備する事業<br>・重要文化財「鹿児島神宮」に煙・炎感知器など自動火災報知設備を整備する事業<br>・県指定文化財「霧島民芸村」の外壁内壁修繕事業<br>・市指定天然記念物「カヤ」の危険な枝を剪定する事業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実績値</td><td>R4</td><td>①１件<br>②７カ所<br>③42件</td></tr>
<tr><td>R5</td><td>①７件<br>②16カ所<br>③42件</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和６年度以降の改革改善の内容<br>（取り組むべき課題）</td><td>・文化財を知ってもらうための説明看板、標柱について年次計画に沿って整備を行う。<br>・国宝・重要文化財「霧島神宮」防災施設整備事業への補助を行う。<br>・県指定文化財「旧田中家別邸」、市指定文化財「宮坂貝塚」の修繕を行う。<br>・文化財保護法の改定により、地域社会全体で多様な文化財を次世代に継承していくために本市が目指す将来的な目標や具体的な計画を定める「文化財保存活用地域計画」作成に向けて準備を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="3">外部評価</td><td>●文化財の保全や修復、案内板・標柱の設置など、文化財の整備を適時進めている。<br>●霧島神宮や田中別邸等、貴重な文化財を広く知ってもらうための広報活動を今後も継続的に行ってほしい。<br>●観光資源として地域の経済活性化に貢献することを期待したい。<br>●霧島市は国・県指定の文化財が多く、管理に苦労が多い。予算や職員不足も感じるが、貴重な文化財は、県内のみならず注目度も高いため、今後も補助金を活用しながら保護に努めてほしい。<br>●文化財の保存・継承についての古木の取扱いについて樹木医を入れて必要に応じて助言・補助を行うとのことであったが、文化財の管理を、社会教育課と観光ＰＲ課の両方で行っており、市民にはわかりづらく、縦割り行政であると感じた。課を超えての連絡調整など横とのつながりを期待する。<br>●基本事業の意図で「文化財に触れ学ぶことができる」とある。意図につながる成果指標を適切に設定し実績として示すことができれば良い。<br>●文化財保存活用地域計画が作成され、次世代へ継承されることを期待する。</td></tr>
</table>

# 令和６年度（令和５年度実施事業評価分）
# 霧島市教育委員会　事務事業評価表

<table>
<tr><th colspan="3">事務事業名</th><th>事務事業の概要</th></tr>
<tr><td colspan="3">メディアセンター研修事業</td><td>情報機器、ICT及び教育メディア（情報記録媒体、視聴覚ソフト等）の活用等に関する研修講座を開催し、市民の教育メディアを利用した学習活動を推進する。<br><br>【市民対象の講座】<br>・パソコン講座、スマホ・タブレット活用講座、デジタル機器講座など<br><br>【教育関係者対象の研修】<br>・情報教育管理職研修会、情報教育担当者会、情報教育講座など</td></tr>
<tr><th colspan="3">成果指標名と実績値</th><th>令和５年度の実績（取組）及び成果</th></tr>
<tr><td rowspan="2">指標</td><td colspan="2">①講座修了時、活用に意欲をもった受講者の割合<br>②教員のICT活用指導力の状況調査で「できる」「ややできる」と回答する教員の割合</td><td rowspan="3">・市民対象に29講座、教育関係者対象に４講座実施した。<br>・全受講者の68.3%が講座自体を「とてもよい」と評価した。<br>・全受講者の58.4%が講座を受講して「とても成果があった」と回答した。<br>・全受講者の91.1%が、今後も「もっと積極的に機器に触れて上手に使えるようになりたい」と回答した。<br>・出前講座「情報モラル」（回数９回、受講者数1152人）<br>・情報教育管理職研修会、情報教育担当者会（市内全小中学校参加：オンライン）<br>・情報教育講座として「授業で活用するプログラミング講座」（受講者18人）、「教育の情報化基礎講座」（受講者14人）を実施。<br>・「授業で教育効果を上げるためにパソコンやインターネットを活用する」という問いに、「できる」「ややできる」と回答した教員の割合が、86.9%。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実績値</td><td>R4</td><td>①64%<br>②86%</td></tr>
<tr><td>R5</td><td>①73%<br>②87%</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和６年度以降の改革改善の内容<br>（取り組むべき課題）</td><td>・高齢者向け情報モラル講座の開設<br>・最新のOSバージョンに対応したパソコン、アプリの講座の実施<br>・ICT活用や教材制作に関する来所研修参加者増に向けた取組<br>・教員対象研修会の増設</td></tr>
<tr><td colspan="3">外部評価</td><td>●ICT機器やソフト等に不慣れな高齢者や一般市民にとって、ICT機器の活用等に関する講習は、非常に有益である。今後も講習会を多数開催するなどして支援を続けていただきたい。<br>●時代に合った機器更新や各種研修会、出前講座、ICT環境整備事業に関連した教職員の研修会など積極的な学習環境の提供が評価できる。<br>●アンケートによる受講者の満足度が高く、研修の成果が継続して活用されることを期待したい。<br>●今後、市民・児童生徒を対象とした、情報モラルや情報リテラシー、インターネットを使用する際のルールやマナーを学ぶ講座の開設を期待する。<br>●スマートフォンなどの普及により大人も子どもも活字離れが進んでいくことが懸念される。</td></tr>
</table>

# 令和５年度霧島市教育委員会における
# 教育長及び教育委員活動自己点検評価結果報告書

| | 評価項目 | 評価の観点 | 自己評価結果 | 評価点 | 外部評価委員の意見 |
|---|---|---|---|---|---|
| 教育長及び教育委員の活動 | (1) 教育委員会の会議の運営・改善 | 開催回数等 | 毎月開催する定例会に加え、教職員の人事異動案の内申などに関しては、適切な時期に臨時会で審議した。定例会と臨時会を合わせて14回開催した。 | 4 | 毎月の定例会や臨時会において、様々な報告事項、議決事項、討論事項を審議しており、積極的な運営への取組や努力として評価できる。 |
| | | 議案の審議状況 | 教育委員会規則等の制定や一部改正など、定例会と臨時会で年間18件の議案について、意思決定を行った。<br>また、令和６年度の教育行政の施策の概要に関して討論し、委員の意見を反映した。 | 4 | 霧島市教育委員会に関する諸規則の一部改正など、年間18件の議案を十分に審議し意思決定している。また令和６年度の教育行政の施策の概要にも委員の意見を反映しており、改善に向けた取組として評価でき今後の成果にも期待する。 |
| | | 事務局との連携 | 令和５年６月から会議資料がデータ化され、事前配布も郵送からネット配信に変わり、事務局と迅速に連携が図れるようになった。また「教職員の資質向上」や「不登校対策としてのフリースクール等の現状」などの動議について、必要に応じ事務局へ事前に資料要求をした。 | 4 | 会議資料のデータ化やネット配信は、事務局との連携強化や効率性など質の高い取組であり、スムーズな会議運営に繋がっている。評価は適切である。 |
| | | 運営上の工夫 | 市ホームページを活用して傍聴者募集に努め、５名の傍聴者があった。また会議終了後は、会議要旨を市ホームページに掲載している。<br>委員研究会等の実施には至らなかったが、関心のあるテーマを動議として７件提出し、事務局と活発に議論した。 | 4 | 傍聴者５名については一定の評価ができる。今後も市HPなどの告知機関を有効に用いて傍聴者の増加を期待する。関心のあるテーマを動議として提出し、事務局と活発に議論したことは積極的な取組であると評価でき、今後の改善向上が期待できる。 |
| | | 市長部局との連携 | 開催された市長部局主催行事や会議に積極的に参加し、市長や副市長をはじめとする出席者と情報交換や情報共有を図り、連携に努めた。教育長だけでなく教育委員にも同様の場が増えるとよい。 | 3 | 市長部局との連携強化や活動の質を高めるためにも、教育委員の参加が増えるとよい。更に連携が深まり市民サービスの向上につながることを期待する。 |
| | | 総合教育会議の開催 | 「児童・生徒の学力や体力」「不登校の現状や課題」「フリースクールの開設と運営状況」「小学校運動会の実施状況と今後の開催のあり方」など、議題を事前に決め、具体的な取組などを示し教育委員会としての対応状況について情報共有を図り、意見を交換した。 | 4 | 総合教育会議は存続すべき会議のひとつであり、具体的に議題を決めて情報共有・意見交換を行っていることを評価する。子どもたちや保護者に直接関わりのある議題が多く現状に合った取組を今後も期待する。 |
| | (2) 教育長及び教育委員の研修 | 研修回数等 | 新型コロナウイルス感染対策による活動制限が緩和され、昨年から開催される研修等が増え、多くの研修に参加することができた。 | 4 | 各種研修会へ積極的に参加しているが、学校教育・社会教育両方の分野へバランス良く参加できると良い。他市町村からも参加する研修会は連携を強めることから今後も積極的に参加してほしい。評価は適切である。 |
| | | 研修の成果 | 教育行政の抱える問題解決策等について、専門的な見地からの指導や他市町村の教育委員との意見交換・情報共有を図ることができ、既存事業の見直しや新規事業立案の参考とすることができた。 | 4 | 研修の成果としてICT活用などに活かされていることを評価する。今後も、研修を通じて委員のスキル向上や情報共有に役立ててほしい。評価は適切である。 |

# 令和５年度霧島市教育委員会における
# 教育長及び教育委員活動自己点検評価結果報告書

| | 評価項目 | 評価の観点 | 自己評価結果 | 評価点 | 外部評価委員の意見 |
|---|---|---|---|---|---|
| 教育長及び教育委員の活動 | (3) 活動状況 | 教育委員会主催行事への参加 | 学校訪問や市教育委員会主催行事へ積極的に参加することで、関係者との連携を図ることができた。 | 4 | 積極的に多くの行事に参加し関係者との意見交換及び視察等を行っている。評価は適切である。 |
| | | 教育委員会以外の行事への参加 | 開催される行事が少しずつ増えてきている。事前に案内のあった行事に積極的に参加することで市民との意見交換等に務めた。案内のない行事等への自主的な参加は少なかった。 | 3 | 参加するだけでなく市民との意見交換等に努めていることを評価する。案内のない行事への参加も前向きに検討するべきと考える。評価は適切である。 |
| | | 行事参加の成果 | 部活動の地域移行における審議会がスタートしたが、今後の計画も含めて具体的な説明が不十分であると思われるので、進捗状況に応じた説明が必要であることを事務局に求めた。 | 4 | これからの部活動運営は難しい対応が求められる。今後も関係機関と十分論議を重ね、より良いかたちになるよう環境整備に取り組んでほしい。今後も課題提案を行いながら研修成果が活かされることを期待する。評価は適切である。 |
| | (4) 市民との意見交換 | 移動教育委員会の実施回数と参加人数等 | 民生委員・児童委員との意見交換会を開催した。各地区から会長６名と主任児童委員７名の参加があり、活発な意見交換を行うことができた。 | 3 | 有意義な意見交換会が行われている。今後、市民との意見交換の回数やテーマを更に増やし、その成果が施策に反映されることを期待する。評価は適切である。 |
| | | 移動教育委員会の趣旨の達成度 | 「民生委員・児童委員と学校や教育委員会との連携協力について」をテーマに、民生委員・児童委員の具体的な活動や取組、それに伴う課題などについて情報共有し、学校や教育委員会ができる連携協力について意見を交換した。 | 4 | 意見交換会で出された意見等について、その状況を把握するとともに、問題点に対しては後日適切に対応している。民生委員・児童委員の活動の一助となることを期待する。また保護司やその類似団体との意見交換会も推進する。評価は適切である。 |
| 教育委員会の直接事務 | (1) 教育行政の基本方針を定めること | | 新年度の施策体系表及び施策の概要に関して、定例会で協議した。また、所管する４事業に関して前年度の振り返りを行い、次年度以降の取組に意見を反映させた。 | 4 | 新年度の施策等について十分に協議している。また事業を振返ることは重要であり、前年度の取組み状況を基に、次年度以降の取組みの改善に役立てている。評価は適切である。 |
| | (2) 教育委員会規則及び規程を制定し、又は改廃すること | | 規則等の制定や一部改正など、慎重に審議し、教育全般について、十分な議論を行った。 | 4 | 規則等の一部改正について適切に審議し対応している。今後も現状に合った議論を求める。評価は適切である。 |
| | (3) 教育予算及び議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること | | 新年度予算や補正予算に関する市長からの諮問について、十分な検討を行い適切に答申した。 | 4 | 必要な施策に関して積極的に審議・提案を行い、十分な予算を確保することで効果的な施策を今後も推進してほしい。評価は適切である。 |
| | (4) 教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の任命又は委嘱に関すること | | ６つの附属機関等について、人選の偏りや女性の積極的登用などの観点から審議し、新たな委員を適切に任命・委嘱した。 | 4 | 適切に審議し任命・委嘱している。女性登用の増加は時代の流れであり今後も継続してほしい。評価は適切である。 |
| | (5) 県費負担教職員の人事異動の内申に関すること | | 小中学校、国分中央高等学校における児童生徒の指導上の観点から、適切な内申を行った。 | 4 | 児童生徒の指導上の観点を考慮し、教職員の人事異動の内申を行っている。教職員の確保は今後も続く課題であるが、優秀な人材確保に努めてほしい。評価は適切である。 |
| | (6) 児童生徒・教職員、市民及び団体の表彰に関すること | | 教育委員会表彰規程に基づき、顕著な功績等があった３個人・４団体を表彰した。 | 4 | 顕著な功績を修めた個人や団体を教育委員会規程に基づき表彰している。また市HPで表彰者の業績や貢献を紹介するよう改善されており評価する。 |
| | (7) 県費負担教職員等の懲戒に関すること | | 不祥事防止について、教職員の意識啓発に徹底して努めた。 | 4 | 教職員の不祥事防止について、意識啓発に徹底して努めており、評価は適切である。 |

# 令和５年度　霧島市教育長及び教育委員活動状況調査表

## １．教育長及び教育委員の状況

令和５年４月１日現在における、

| | | |
|---|---|---|
| ①教育長 | 1 | 人 |
| ②教育委員定数 | 4 | 人 |
| ③②のうち、保護者である委員の数（再掲） | 1 | 人 |

## ２．教育委員会会議の状況

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①令和５年度定例会開催回数 | 12 | 回 | |
| うち、会議を公開した回数 | 12 | 回 | |
| ②令和５年度臨時会開催回数 | 2 | 回 | （11/21）　（3/10） |
| ③定例会における議案可決件数（予算、施策にかかるもの） | 1 | 件 | |

予算、施策への反映状況

・令和６年度霧島市教育行政の施策体系表及び施策の概要について

| | | |
|---|---|---|
| ④定例会における議案可決件数（③以外のもの） | 13 | 件 |
| ⑤臨時会における議案可決件数 | 4 | 件 |
| ⑥定例会における傍聴者数（延べ） | 5 | 人 |

| | |
|---|---|
| ⑦会議録の作成方法 | 要点筆記、録音して取りまとめ |
| ⑧会議録の公開方法 | 会議要旨のみホームページにて公開 |

⑨定例会における主な審議内容（会議要旨）

| 月 | 審議内容 |
|---|---|
| ４月 | 臨時に代理した、霧島市営教職員住宅使用条例施行規則の一部改正についての報告のほか、３件の報告を受けました。<br>議案では、霧島市社会教育委員の委嘱について可決しました。<br>その他、令和５年４月１日付人事異動（課長補佐・グループ長級）について説明を受けました。 |
| ５月 | 臨時に代理した、議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（令和５年度一般会計補正予算（第２号））の報告を受けました。<br>議案では、霧島市文化財保護審議会委員の任命について可決しました。<br>また、委員から動議が出され、「いじめ対策・不登校支援等推進事業」と「生徒指導提要」について討論しました。 |
| ６月 | 臨時に代理した、議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（令和５年度一般会計補正予算（第３号））のほか、４件の報告を受けました。<br>議案では、霧島市立図書館協議会委員の任命について可決しました。<br>また、令和４年度教育長及び教育委員活動状況評価について討論し、委員から動議が出され、「教員の資質向上」について討論しました。 |
| ７月 | 臨時に代理した、霧島市教育委員会事務決裁規程の一部改正についての報告を受けました。<br>議案では、霧島市文化財の指定、令和6年度に使用する小学校教科用図書の採択、霧島市立国分中央高等学校使用教科書の採択について可決しました。<br>また、令和４年度教育委員会各種事務事業の評価について討論しました。<br>その他、６月議会の一般質問の状況や青少年議会の提言書などについて説明を受けました。 |
| ８月 | 臨時に代理した、霧島市地域部活動推進協議会設置に関する要綱の制定についての報告のほか、１件の報告を受けました。<br>議案では、霧島市公民館運営審議会委員の委嘱、令和６年度霧島市立国分中央高等学校生徒募集定員について可決しました。<br>また、委員から動議が出され、「学校安全・学校保健の現状と対応」について討論しました。 |

| | |
|---|---|
| ９月 | 議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（第４号補正）についての報告のほか、４件の報告を受けました。 |
| １０月 | 臨時に代理した、霧島市立学校におけるハラスメントの防止等に関する指針についての報告のほか、１件の報告を受けました。<br>議案では、霧島市立牧之原幼稚園の廃園、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正、霧島市立幼稚園規則の一部改正について可決しました。<br>その他、９月議会の一般質問の状況について説明を受けました。 |
| １１月 | 委員から動議が出され、「教職員のストレスチェック事業」について討論しました。<br>また、学校現場からの報告や行事予定の確認を行いました。 |
| １２月 | 議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（第7号補正）に係る臨時代理、議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正）のほか、６件の報告を受けました。<br>その他、12月議会の一般質問の状況や二十歳の祝典について説明を受けました。 |
| １月 | 臨時に代理した、霧島市立学校管理規則の一部改正についての報告のほか、２件の報告を受けました。<br>また、令和６年度霧島市教育行政の施策体系表（案）及び施策の概要（案）について討論しました。<br>また、委員から動議が出され、「不登校対策としてのフリースクール等の現状」について討論しました。<br>その他、令和６年度奨学資金奨学生の応募状況、令和５年度市教委学校訪問の総括、令和６年度霧島市二十歳の祝典について説明を受けました。 |
| ２月 | 議案では、令和６年度霧島市教育行政の施策体系表及び施策の概要、霧島市教育委員会被表彰者の決定について審議し、可決しました。<br>その他、卒業式及び入学式への出席に関する説明を受けました。 |
| ３月 | 臨時に代理した、議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（令和５年度一般会計補正予算（第11号））についての報告のほか、２件の報告を受けました。<br>議案では、霧島市補導員の委嘱について可決しました。<br>その他、令和５年度鹿児島県学習定着度調査結果や３月議会の一般質問の状況について説明を受けました。 |

⑩会議運営上の工夫、改善状況

ペーパーレス化の推進に資するため、令和５年６月以降、会議資料は紙で配付せず、データ化したものを会議で使用している。また、一部の事務局職員については、リモートにより参加している。
会議資料は内容（議案等）を事前に確認できるように、データを事前に配信している。
さらに、会議における委員からの動議（課題・疑問等の提案）について、事前に事務局に通告を行うなど、限られた時間での討論の充実に努めた。
このほか、会議開催については、ホームページに掲載して周知している。

| | |
|---|---|
| ⑪令和５年度総合教育会議の開催回数 | １回 |
| ⑫会議録の作成方法 | 要点筆記、録音して取りまとめ |
| ⑬会議録の公開方法 | 会議要旨のみホームページにて公開 |

⑭総合教育会議における主な審議内容（会議要旨）

| 月 | 審議内容 |
|---|---|
| １回<br>（２月） | 本市の児童・生徒の学力、体力及び不登校の現状や課題、フリースクールの開設・運営状況や教育委員会としての対応状況について情報共有を図り、意見交換を行いました。<br>また、小学校運動会の実施状況と今後の開催のあり方について情報共有を図り、意見交換を行いました。 |

## ３．教育長及び教育委員の研修の状況

①令和５年度の研修回数

| | | 国主催 | 都道府県主催 | | その他（例：全国または各地域の市町村教育委員会連合会等主催の研修会等） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 県内全市町村対象 | 県内一部市町村 | |
| 教育長 | 参加回数 | 2 | 2 | 3 | 5 |
| 教育委員 | 参加人数 | 0 | 2 | 0 | 11 |
| | 延べ回数 | 0 | 1 | 0 | 5 |

②研修視察の状況及び施策への反映状況

国主催：全国都市教育長協議会（5/18～19 帯広大会）
　　九州都市教育長協議会（10/19～20 沖縄大会）
県主催：県教育行政連絡会　　（4/17 自治会館）
　　県市町村教育長会定期総会　（5/12 センテラス天文館）
　　市町村教育委員会委員研修会（7/25 自治会館）
　　姶良伊佐地区教育長会（4/19、7/28、9/29　姶良・伊佐地域振興局、国分公民館）
その他：九州地区市町村教育委員会研修大会（8/3～4 佐賀県佐賀市文化会館）
　　県市町村教育委員会連絡協議会定期総会（5/12 センテラス天文館）
　　県市町村教育委員会連絡協議会研修会（R5なし／隔年開催）
　　姶良伊佐地区市町教育委員会連絡協議会総会及び研修会（5/25 姶良・伊佐地域振興局）
　　姶良伊佐地区市町教育委員会連絡協議会研修視察
　　（11/2 鹿児島南特別支援学校、開陽高等学校）
　　姶良伊佐地区社会教育振興会総会・研修会（6/2 菱刈改善センター　※欠席）
　　姶良伊佐地区生涯学習推進大会（2/4 栗野中央公民館）

令和５年５月に３年に及んだ新型コロナウイルス感染対策による活動制限が緩和されたことから、例年どおり研修等が開催され、多くの研修に参加することができた。また、教育行政の抱える問題解決策等について、専門的な見地からの指導や他市町村の教育委員との意見交換・情報共有を図ることができ、既存事業の見直しや新規事業立案の参考とすることができた。

## ４．教育長及び教育委員の活動の状況

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ①教育委員会所管施設の訪問回数 | 延べ | 67 | 回 | |
| うち、学校訪問の回数 | 延べ | 62 | 回 | |
| ②教育委員会主催行事への参加回数 | 延べ | 177 | 回 | |
| ③教育委員会以外の市主催行事への参加回数 | 延べ | 44 | 回 | (39) |
| ④各種公共的団体等主催行事への参加回数 | 延べ | 125 | 回 | (106) |
| ⑤地域行事への参加回数 | 延べ | 13 | 回 | (13) |

⑥①～⑤参加時の市民との意見交換の状況（雑感）　※（　）教育長

・音楽のつどいの保護者観覧が再開され、コロナ禍以前の形態となったことで、子供たちにとってのよい体験の場となり保護者も喜んでいた。引き続き、効果的な開催を工夫してほしい。
・霧島しごと維新の取組は、保護者も含めた参加者が年々増加しており、地元企業や職場を直接見学できることで、将来の職業意識が高まる取り組みとなってきている。
・青少年議会での提言が契機となって令和２年度に始まった教育フェスタは、児童・生徒が体験発表を行うすばらしい行事となってきている。
・学校訪問では、子供たちがタブレットを巧みに使用した授業改善がなされ、色々な課題に取り組んでいる様子が伺えた。
・部活動の地域移行については、審議会がスタートしたようだが、今後の計画も含めて具体的な説明が不十分であると思われるので、進捗状況に応じた説明をしてほしい。

## ５．教育長及び教育委員と市民の意見交換の状況

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①実施回数 | | 1 | 回 |
| ②延べ参加者数 | 延べ | 24 | 人 |
| ③開催場所 | | 国分公民館　大研修室 | |
| ④開催日時 | 第１回 | 令和５年11月21日(火)16:00～ | |

⑤主な意見等

●民生委員・児童委員との意見交換会
　テーマ「民生委員・児童委員と学校や教育委員会との連携協力について」

【民生委員・児童委員の職務】
① 担当地区の実態調査や見守り訪問などを行い、状況を把握する。
② 住民の相談に応じる。
③ 福祉の情報を住民に教える。手続きの手伝いをする。
④ 福祉施設を支援する。
⑤ 市や県の福祉施策に協力する。
⑥ その他、ボランティア活動などを行う。

※主任児童委員の職務はこれらに加えて、児童相談所や市のこども・くらし相談センターなどと連絡調整し、主任児童委員以外の児童委員に協力すること。

（主な意見等）
・守秘義務の関係で地域の実情を把握することが難しくなっている。
・新型コロナウイルス感染症の流行以降、学校との連携が全く取れていない。
・子供の名簿は主任児童委員が持っているが、どこに住んでいるかまでは把握できていない。
・民生委員の活動を拡大するためにも、教育委員会の力を貸してもらいたい。
・どこまで民生委員が働きかければいいのかが分からない。
・施設管理について、地域に合わせた形で柔軟な判断をするべきだと思う。
・子供の情報について学校に繋ぐことが多いが、繋いだ後の情報も提供してほしい。

## 令和５年度霧島市教育長及び教育委員会の自己点検・評価シート

| | 評価項目 | 評価の観点 | 評価の着眼点 | 評価点 |
|---|---|---|---|---|
| 1 教育委員会の活動 | (1) 教育委員会の会議の運営・改善 | ア　開催回数等 | 定例会・臨時会の適切な開催 | ① 4 |
| | | イ　議案の審議状況 | 審議件数の妥当性<br>委員の意見の反映度 | ② 4 |
| | | ウ　事務局との連携 | 委員への委員会事前の資料配布<br>事務局への事前の資料要求等 | ③ 4 |
| | | エ　運営上の工夫 | 委員研究会等の事前勉強会等の実施<br>会議の公開と傍聴者の状況<br>会議録の公開、広報・広聴活動の状況 | ④ 4 |
| | | オ　市長部局との連携 | 市長・副市長等との情報交換<br>各部主催事業との連携・協力 | ⑤ 3 |
| | | カ　総合教育会議の開催 | 会議の開催状況<br>市長との情報共有 | ⑥ 4 |
| | (2) 教育長及び教育委員の研修 | ア　研修回数等 | 国・県・地区・市のバランスのとれた研修計画<br>研修内容の工夫・充実<br>当面する課題に対する委員研究会の実施 | ⑦ 4 |
| | | イ　研修の成果 | 研修の成果の施策への反映状況<br>懸案事項等の課題の解決状況 | ⑧ 4 |
| | (3) 教育長及び教育委員の活動状況 | ア　教育委員会主催行事への参加 | 学校の主催行事への参加状況<br>教委単独主催行事への参加状況 | ⑨ 4 |
| | | イ　ア以外の行事への参加 | 各種団体主催行事への参加状況<br>地域行事への参加状況 | ⑩ 3 |
| | | ウ　行事参加の成果 | 行事参加による市民の意見や改善点の反映<br>独自の感想や判断による意見等の反映<br>次期施策等への提案 | ⑪ 4 |
| | (4) 市民との意見交換 | ア　移動教育委員会の実施回数と参加人数等 | 適切な時期・開催場所の妥当性<br>参加人数と意見の活発度 | ⑫ 3 |
| | | イ　移動教育委員会の趣旨の達成度 | 教育委員会の意義の理解度<br>意見への施策反映状況 | ⑬ 4 |
| 2 教育委員会の直接事務 | (1) 教育行政の基本方針を定めること | | 新年度の施策体系への意見の反映状況<br>新規事業等への意見の反映状況 | ⑭ 4 |
| | (2) 教育委員会規則及び規程を制定し、又は改廃すること | | 規則等制定への適切な意見と提案の反映状況<br>市民への影響のチェック機能状況 | ⑮ 4 |
| | (3) 教育予算及び議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること | | 新年度予算編成への意見の反映状況<br>補正予算・決算等への意見の反映状況 | ⑯ 4 |
| | (4) 教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の任命又は委嘱に関すること | | 委員の任命・委嘱における意見の反映状況 | ⑰ 4 |
| | (5) 県費負担教職員の人事異動の内申に関すること | | 学力向上等に対応した指導法改善対策<br>生徒指導の充実対策<br>特別支援学級設置の充実 | ⑱ 4 |
| | (6) 児童生徒・教職員、市民及び団体の表彰に関すること | | 優秀な成績を収めた児童生徒・教員及び学校や団体等の推薦・表彰 | ⑲ 4 |
| | (7) 県費負担教職員等の懲戒に関すること | | 不祥事防止のための施策提案 | ⑳ 4 |
| 3 総合評価 | 特記事項等<br>・心の相談アプリを導入し、不登校の未然防止に取り組むことができた。<br>・資料の事前配信により、会議前に論点や疑問点の整理が可能となり、ペーパーレス化も併せ、効率的な会議運営ができた。<br>・教育委員間の協議の場を設ける必要性を感じた。 | | | ①～⑳の平均　A<br>（3．9）<br>A×2．5<br>（9．8） |

（注１）評価点の付け方：　①～⑳は四段階評価とし、４＝（８割以上達成）、　３＝（６～７割台達成）、２＝（３～５割台達成）、１＝（０～２割台達成）で評価する。

（注２）総合評価点は①～⑳の平均（小数第２位四捨五入）を２．５倍し１０点満点（小数第２位四捨五入）とする。